

2021年12月21日

2023年2月8日改

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室
経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室

2021年12月現在における京都メカニズムクレジットの取扱いについて

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、京都メカニズムクレジットの現在の取扱いについて、お知らせ致します。

記

2021年10月31日～11月13日に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）にて、パリ協定6条（市場メカニズム）の実施指針が合意され、京都議定書のクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクト及びクレジットについては、一部をパリ協定6条4項に基づく国連管理型メカニズムに移管することが決定されました。（ドラフト決定文書※：FCCC/PA/CMA/2021/L.19, Annex パラグラフ 73, 75、及びFCCC/KP/CMP/2021/L.6 パラグラフ 7）詳細は以下のとおりですが、移管の詳細な手続きについては、次回COP27に向けて議論が継続されることになっており、実際に移管が行われるのは2023年以降になる見通しです。

※正式な決定文書が掲載され次第、文書番号を修正します。

【パリ協定6条4項に基づく国連管理型メカニズムへのプロジェクト・クレジット移管について】

・以下の条件を満たすCDMプロジェクト及びプログラム活動（PoA）について、パリ協定6条4項国連管理型メカニズム（以下、「6.4メカニズム」）のプロジェクトとして登録可能。

- (a) ホスト国によって承認された事業者又はその代理人が2023年12月31日までに6.4メカニズムへの移管をUNFCCC事務局及びCDMホスト国に申請すること。
- (b) CDMホスト国によって、2025年12月31日までに、移管に関する承認が、6.4メカニズム監督委員会に対し提出されていること。
- (c) 相当調整の適用を含めた、6.4メカニズムのルールや手続き、及び監査委員会により提示される関連する要件や将来のパリ協定締約国会合（CMA）決定に従うこと。

(d) 現在承認されている CDM 方法論は、現在のクレジット期間終了日もしくは 2025 年 12 月 31 日のうち早い方までの間適用可能であり、当該日付以降は、関連する決定に従い 6.4 メカニズムにより承認された方法論を適用すること。

- ・ 2021 年 1 月 1 日以降を対象とするプロジェクト登録、クレジット期間の更新、クレジット発行 (PoA も同様) について、CDM としての申請はできません。

京都メカニズムクレジットの原始取得、活用、移転について、以下のとおりお知らせします。

【クレジットの原始取得について】

- ・ 登録済みの CDM プロジェクトに継続して参加し、発行されたクレジット (CER 及び t-CER) を引き続き原始取得 (国連の CDM 登録簿から日本の国別登録簿にクレジットを移転すること) することは可能です。原始取得がいつまで可能かという点については、現在期限についての国際的な決定はありませんが、2022 年 6 月の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 補助機関会合において CDM 登録簿の 64 メカニズム登録簿への移管について議論が開始される予定です。

【クレジットの活用について】

- ・ COP26 におけるドラフト決定文において、2013 年 1 月 1 日以降に登録された CDM プロジェクトから発行されるクレジット (CER) のうち、6.4 メカニズムの登録簿に移管される等の一定の条件を満たすクレジット (ただし新規植林・再植林 CDM クレジット (t-CER および I-CER) を除く) は、2025 年ないし 2030 年を終了年とする最初の NDC に限って活用しうると規定されていますが、我が国においては、2020 年より前に行われた削減活動からのクレジットについては、NDC の目標達成に向けた償却 (NDC への活用) は想定していません。他方で、第一約束期間 (CP1)、第二約束期間 (CP2) のクレジットに関わらず、クレジット保有者の自主的な取り組みとして、クレジットの取消を行い、オフセット等に活用することは可能です。

【クレジットの移転について】

- ・ CMP8 での決定により、京都メカニズムクレジット (CER、ERU、AAU、RMU、t-CER) の国際排出量取引通じた国外口座への移転を行うことはできません。ただし、国内口座間での移転は、引き続き行うことができます。

移転や取り消しの方法については、下記 web サイトの”国別登録簿の申請手続に関する手順書”をご参考ください。

<http://www.registry.go.jp/sinseisyo.html>

【その他：よくあるご質問】

■クレジットにどのような使い道があるか？

- ・政府の行う制度の下での活用（温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度など）はできません。
- ・CDM クレジットの取り消しを行うことによって、自社（又は他社）の活動における GHG 排出のオフセットとして活用することは可能です。また、国内の口座間でのクレジット移転は可能であるため、口座をもつ事業者間で取引を行うことは可能です。

■クレジットに有効期限はあるのか？

- ・クレジットに有効期限はありません、国の削減目標に活用するという観点においては、京都クレジットには活用できるクレジット期間が定められています。例えば、京都議定書第一約束期間では、CP1 クレジットとして、その期間の目標達成にしか用いることが出来ないとされています。
- ・尚、現在発行されているクレジットは第二約束期間のクレジット（CP2 クレジット）として発行されていますが（ドラフト決定文書：FCCC/KP/CMP/2021/L.6,パラグラフ 13）、第二約束期間は 2020 年末までとなっており、6 条 4 項に基づく国連管理型メカニズムへの移管措置に伴い、今後クレジットの活用について制限が加えられる可能性があります。

■CDM クレジットの、J-クレジット等の国内制度での利用は可能か？

- ・国内のクレジット制度である J-クレジット制度と京都メカニズムは別の制度であり、相互のクレジット移管はできません。

以上

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 担当：松本

TEL：03-5521-8246、E-mail：kyomecha-registry@env.go.jp

経済産業省 産業技術環境局 地球環境対策室 担当：水野

TEL：03-3501-7830、E-mail：bz1-kyomecha-registry@meti.go.jp